

専門部会規程

三重県高圧ガス安全協会規約第 17 条第 2 項の規定により、専門部会規程を定める。

(部会の設置)

第 1 条 事業を専門的かつ円滑に遂行するため、次の各部会を設ける。

1. 企画部会
2. コンビナート部会
3. 製造・消費部会
4. 製造・販売部会
5. 移動防災部会
6. その他必要と認めた部会

(部会の事業)

第 2 条 各部会は次の事項を分担する。

1. 企画部会
事業の企画、立案並びに各部会の連絡調整に関する事。
2. コンビナート部会
コンビナート等の地域における高圧ガス施設等の保安に関する事。
3. 製造・消費部会
高圧ガスの製造・消費施設等の保安に関する事。
4. 製造・販売部会
高圧ガスの製造・販売施設等の保安に関する事。
5. 移動防災部会
高圧ガスの移動にかかる災害の発生または拡大の防止に関する事。
高圧ガスの輸送及び移動式製造施設等の保安に関する事。
6. その他必要と認めた部会
役員会で必要と認められた場合は、その都度分担事項等を定める。

(構 成)

第 3 条 各部会に部会長 1 名、委員若干名を置く。

(職務と招集)

第 4 条 部会長は部会を代表して部会事業を運営し、部会を招集する。

第 5 条 委員は部会長を補佐し、部会事業を処理する。

(委 嘱)

第 6 条 部会長及び委員は、役員のうちから役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(任 期)

第 7 条 部会長及び委員の任期は規約第 12 条による。

付則

本規程は、昭和 53 年 4 月 1 日より実施する。

本規程の一部改正は、平成 26 年 5 月 15 日より実施する。